第1章 事業スキームの構築

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、東北地方において膨大な量の災害廃棄物が発生した。その処理が進まず、復旧・復興の大きな支障になっていたことから、東京都は被災地の早期復興を進めるため、次のように、岩手県・宮城県の災害廃棄物処理を支援するスキームの構築を進めた。

1 受入方針

平成23年5月27日付「東京緊急対策2011」によって、次の災害廃棄物の受入方針を発表した。

「東京緊急対策2011(抜粋)]

○被災地の早期復興のための災害廃棄物処理の加速化

被災地からの要請に応え、都内自治体や民間と共同で、3年間で約50万 t の災害廃棄物を処理施設で受け入れ、被災地の早期の復興に繋げます。

また、平成23年6月17日に、第2回東京都議会定例会における知事の所信表明で、「被 災地の復旧に立ちはだかるがれきについては、区市町村や民間と共同して都内に受 け入れ、処理に協力してまいります。」と受入方針を明らかにした。

2 予算の確保

平成23年7月1日に、第2回東京都議会定例会において、災害廃棄物処理支援事業関連経費約70億円を含む補正予算が可決された。平成24・25年度は、約100億円の予算を確保した。

3 事業実施要綱等の制定

受入方針及び補正予算が可決されたことを受け、次の要綱等を順次制定し、これによって、災害廃棄物処理支援事業スキームを構築した。

東京都災害廃棄物受入処理事業実施要綱(平成 23 年 7 月 8 日制定) 災害廃棄物の処理基本協定 岩手県: 平成 23 年 9 月 30 日締結 宮城県: 平成 23 年 11 月 24 日締結 東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金交付要綱 (平成 23 年 8 月 1 日制定) 東京都災害廃棄物受入処理事業資金貸付要綱(平成 23 年 8 月 1 日制定)

図1-1 事業スキーム体系図

なお、災害廃棄物は一般廃棄物として取り扱うため、その処理に当たり再委託は禁止されているが、政令及び省令の改正により、東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理に限り、再委託が可能になった。そこで、東京都災害廃棄物受入処理事業実施要綱(以下「要綱」という。)では、東京都が都内自治体及び民間処理施設で受入処理するに当たり、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)が被災地自治体から災害廃棄物の処理を受託し、被災地

から東京都内までの運搬、及び東京都内での処分を公社が都内区市町村及び民間事業者に再 委託して行う方法を定めていた。

さらに、これらの事務にかかる経費を東京都が補助するための「東京都災害廃棄物受入処理事業に係る事務費補助金交付要綱」並びに、公社が行う運搬及び処分料金の支払に必要な運転資金を東京都が貸し付けるための「東京都災害廃棄物受入処理資金貸付要綱」を制定して、事業スキームを構築した。

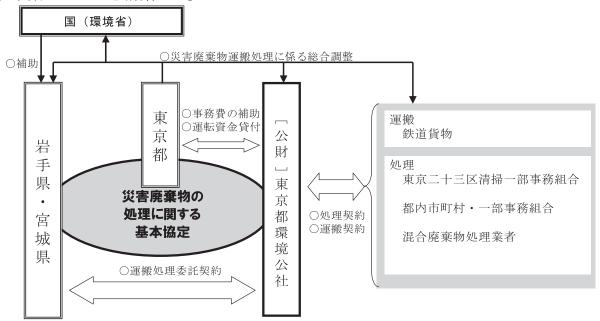


図1-2 東京都災害廃棄物処理支援事業スキーム

また、この事業スキームには、被災地及び受入側の双方で、被災地側の負担軽減と安全、 安心な受入処理が可能となる、次のメリットがあった。

被災地側の利点

- ・ 被災地からの運搬、中間処理、埋立処分までを公社が一括受託
 - →遠方の処理先の調整が簡素化、一括契約・支払による事務の軽減
- ・ 被災地に常駐した公社職員が受入基準*を判定
 - →基準不適合による返送リスクを回避

受入施設側の利点

- ・ 被災地からの運搬量を都側で調整
 - →定期点検に伴う休止や廃棄物処理量の変動に伴う、災害廃棄物の受入可能量の変動 に柔軟に対応
- ・ 被災地に常駐した公社職員が受入基準を判定
 - →災害廃棄物の品質面で安全な処理を実現
- ・ 東京都から公社へ運転資金貸付
 - →運搬、処分業者等の円滑な処理経費の支払
- ※ 受入基準とは、災害廃棄物の種類ごとに、廃棄物の種類、性状、形状及び混入禁止物等を定めたものである。